

第3号様式

令和5年度船橋市交通安全対策会議 会議録

(令和6年5月13日作成)

1 開催日時

令和6年3月26日(火) 午後2時00分から午後3時00分まで

2 開催場所

船橋市役所9階 第1会議室

3 出席者

(1) 委員

徳留委員、矢作委員、大竹委員、内海委員、矢島委員、近藤委員、  
小谷野委員、朝倉委員、小池委員、小島委員、黒坂委員、木村委員、竹田委員、  
丹野委員

(2) 事務局

〈市民安全推進課〉

蕨課長、木内課長補佐、前田主査、横山主事、木村主事

(3) その他

〈道路計画課〉

高橋課長、中村課長補佐

〈道路維持課〉

長谷川課長

〈道路建設課〉

吉川課長

〈道路管理課〉

入江課長

〈都市整備課〉

片岡課長、指方課長補佐

〈保健体育課児童・生徒防犯安全対策〉

山下室長

4 欠席者

石田委員、滝口委員、石井委員、村田委員、日高委員

5 議題(すべて公開)

(1) 令和5年中の市内の交通事故状況について

(2) 第11次船橋市交通安全計画の概要について

(3) 第11次船橋市交通安全計画の進捗状況の報告

(4) その他(船橋警察署:今後の交通安全対策について)

6 傍聴者数

2名

7 決定事項

なし

8 議事

<p>事務局</p>	<p>定刻となりましたので、只今より、「令和5年度船橋市交通安全対策会議」を開催いたします。私、司会進行を務めさせていただきます市民安全推進課課長補佐の木内です。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>本日開催いたします交通安全対策会議は、交通安全計画を作成し、及びその実施を推進するための会議であり、今回につきましては令和5年度における交通安全計画の推進状況を確認し、警察をはじめ各所管課からの報告に対し、委員の皆様よりご意見等をいただき、必要に応じて事業の見直しを図っていくために開催するものでございます。</p> <p>会議は、お手元に配付してあります会議次第に沿って進めさせていただきたいと思っております。</p> <p>それでは、会議に先立ちまして、船橋市交通安全対策会議会長であります、松戸 徹 船橋市長よりごあいさつを申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>みなさん、こんにちは。本日は大変お忙しいなか、令和5年度の交通安全対策会議にご出席をいただきましてありがとうございます。この会議もコロナの関係がございまして、書面開催が続いておりましたけれども、実際に委員の皆様にご出席いただくのは、5年ぶりということになります。コロナの状況もだいぶ落ち着きましたけれども、今年は能登半島の大きな地震からスタートいたしまして、市の方もいままで珠洲市を中心にして職員を継続的に派遣しておりますけれども、まだまだ大変な状況が続いておりますので、東日本大震災の時も船橋市は石巻に最終的には令和2年まで技術職の職員を送って現地の復興を担った経緯がございますので、しっかりとまた今後も向こうの求めに応じて支援を続けてまいりたいと考えております。</p> <p>そして今、船橋市の状況ですけれども、人口が64万8千人を超えました。鳥取県より10万人多くと言ってきたんですけれども、ほぼ島根県と同じ人口の方々が船橋のエリアにはお住まいになっています。非常に賑わいのある状況ではありますけれども、まだまだやはり道路の状況や高齢化やいろいろな要素があって交通安全については、まだまだしっかりとやっていかなければいけない状況でございます。</p>

	<p>さきほど司会の方からの話がありましたけれども、令和3年から第11次交通安全計画を策定してそれを行っておりまして、今日はその進捗状況についてご報告させていただきますけれども、2025年までに、死亡者を5人以下、そしてまた負傷される方を1,300人以下にしようという目標がございますので、その点しっかりとまた取り組んでいきたい。その中で、今船橋市も「ゾーン30」をこれまで続けてきまして、市内26エリアで「ゾーン30」は実施しております。そしてまた、令和3年から、千葉県では初めて「ゾーン30プラス」、様々な物理的な要素を具体的に加えている「ゾーン30プラス」を、今年のうち先だつてまでに4か所ずつとやってきておりまして、来年度も2か所それに加えてエリアをまた拡大していく考えでおります。</p> <p>今後も様々な形で取り組みをしていきますけれども、今日は船橋警察署そして船橋東警察署はじめ、日ごろから交通安全のためにご尽力頂いている各団体の皆様、そしてまたバス・タクシー・トラックの関係や、自治会連合協議会の方々、本当に多くの方々にご出席をいただいておりますので、皆様から忌憚のないご意見をお伺いする中で、今後の計画の遂行のために努力をしまいたいと思いますので、今日の報告の際には、是非ともいろんなご意見をいただければと思っております。今後、様々な形でお世話になりますけれども、改めてよろしくお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、会長であります市長は、別の公務のため退席させていただきます。</p>
会長	<p>では、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございます。</p>
事務局	<p>つづきましてお手元に配付しました、資料の確認をさせていただきます。資料は6点あります。</p> <p>まず初めに1番、今回の対策会議の次第。つづきまして、委員名簿。次にホチキス止めしてあります、対策実施状況。4番目が事故発生件数と死傷者数の推移の表とグラフになります。次が、死傷者数の推移、全国と千葉県のもの。最後6番目が、A3で三つ折りしております計画の概要版。以上が本会議の資料となります。不足等ありましたら手を挙げてお知らせください。</p> <p>皆様お揃いのようなので、次に、会議の発言方法ですが、皆様お手元のマイクに白い四角いがあると思いますが、発言の際には、ボタンをオンにいただき、所属・お役職、お名前などをおっしゃってから、ご発言くださいますようお願いいたします。</p>

	<p>また、発言が終わりましたら、スイッチを押して、マイクをお切りいただきますようお願いいたします。</p> <p>次に、会議の公開に関しましてご説明いたします。</p> <p>本会議は、船橋市情報公開条例第26条に基づき公開としており、議事内容につきましては、市ホームページ及び市役所11階行政資料室にて、公開することになっております。また、傍聴につきましても、ホームページで事前に市民の方々に周知しておりますことをお知らせいたします。</p> <p>それでは、会議が始まる前に、本日の船橋市交通安全対策会議の傍聴者が2名であることを報告させていただきます。それでは傍聴者の方に入室していただけます。</p> <p>－傍聴者入室－</p> <p>本日の会議につきましては、委員が半数以上出席しておりますので、船橋市交通安全対策会議規則第4条第2項により、本会議の成立をご報告いたします。</p> <p>次に、議長について、でございます。</p> <p>船橋市交通安全対策会議規則第4条第1項により、会長が議長になるところでございますが、会長である市長が都合により退席されましたので、同規則第3条第2項の規定により、会長があらかじめ指名する委員が会長の職務を代理することとなります。本会議におきましては、事前の会長の指名により、市民生活部長であります丹野誠委員が議長となり、議事の進行をさせていただきます。</p> <p>それでは、議長よろしくをお願いいたします。</p>
丹野委員	<p>市民生活部長丹野と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、次第に従いまして、会議を進めさせていただきたいとおもいます。まず次第の議事1ですね、令和5年中の交通事故の発生状況について、船橋警察署及び船橋東警察署からご説明をいただきたいと思います。はじめに、船橋警察署から管内のご説明をお願いいたします。</p>
船橋警察署	<p>船橋警察署の交通課長の長谷川です。どうぞよろしくお願いいたします。令和5年中の交通事故の発生状況について、船橋警察署管内の状況を私の方から説明させていただきます。着座にて失礼させていただきます。</p> <p>令和5年中における船橋警察署管内の交通事故発生状況につきましては、発生件数は610件となりまして、前年比マイナス144件となります。負傷者</p>

	<p>数は713人で、こちらも前年比マイナス159人となります。発生件数負傷者数ともに、前年とくらべ大幅に減少しております。また死者数につきましても、昨年は1名の死者数となりまして、前年比マイナス2名と減少いたしました。</p> <p>令和4年度をもちまして「千葉県警察交通安全緊急対策アクションプラン」の対策は終了しましたが、この取り組みにおける効果はあったものと評価いたしまして、同アクションプランの2つの柱でございました「通学路等における交通安全の確保」及び「飲酒運転の根絶」につきましても、令和5年度以降も継続して実施していく必要があるとして、継承されております。通学路対策として、通学路の安全点検による交通規制の見直しのほか、見守り活動や通学路における交通違反車両の指導・取締りを実施し、飲酒運転対策としまして、取締活動、関係機関・団体と連携したキャンペーンなどの広報啓発活動を実施しました。そのところ、小学生の通学中における事故の方は、発生は2件、前年比マイナス5件と減少していますが、飲酒運転の検挙件数につきましてもは23件、これは前年プラスマイナス0と横ばい状態であり、飲酒運転による交通事故の悲惨さというものが市民の皆様に浸透しているとはいいがたい状況であります。千葉県警では令和6年の交通安全事故防止対策の柱を、飲酒運転の根絶に向けた取り組みの推進、歩行者保護（ゼブラストップ等）の徹底、交通安全対策の強化、自転車その他小型モビリティ対策の強化として、「交通安全県千葉」の実現に向けた対策を推進するところであり、当署も同柱に沿った交通事故対策を推進してまいります。引き続き船橋市交通安全対策会議の委員のみなさまをはじめ、関係機関・団体、市民のみなさまと連携しながら広く交通安全意識の高揚を図っていきたくと考えております。ご理解とご協力のほど、よろしく願いいたします。わたくしの方からは以上です。</p>
丹野委員	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、船橋東警察署から管内の説明をお願いいたします。</p>
船橋東警察署	<p>船橋東警察署交通課の冨澤と申します。本日は交通課長のほうが所用のため、わたくしが名代として出席させていただきます。</p> <p>それでは、船橋東警察署管内の交通事故発生状況について説明させていただきます。</p> <p>昨年1年間、当署管内では、発生件数については394件の人身事故が発生しております。その事故に関して怪我をされたかたは、438名と、令和4年と比較するといずれも減少はしております。しかしながら、交通死亡事故につきましてもは、5件、5名の方がお亡くなりになっております。ただこの、5件5</p>

	<p>名には特徴がありまして、共通点は、亡くなられた方5人すべてが65歳上の高齢者、5件中すべての交通事故の形態が歩行者で、道路横断中の車両と衝突をしているということです。最後に、5件中すべて、亡くなられたかたが、自宅付近という特徴がありました。このような状況を受けて、当署では、可搬式オービス、速度取締を実施して、生活道路や通学路において速度違反の取締、その他の抑止活動の方を実施しております。また歩行者についても、亡くなられた高齢者5名には、5件中4件は事故の特徴として、薄暮時または夜間に発生となっており、反射材着用をしていなかったことを受けて、高齢者に対して多くの方々に、反射材の配布、直接貼り付け等をして、反射材の視認効果を実感できる活動を推進してきました。</p> <p>引き続き関係機関・団体と連携して、交通事故防止活動を推進していきますので、今後ともよろしく願いいたします。以上となります。</p>
丹野委員	<p>ありがとうございました。ただいま、船橋・船橋東警察署両署からご説明いただきましたが、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。</p> <p>・・・</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>では、次の議事に進みたいと思います。議事の2、第11次船橋市交通安全計画の概要について、事務局であります市民安全推進課から説明をお願いいたします。</p> <p>市民安全推進課交通安全係長の前田と申します。わたしの方から次第2にあります、第11次船橋市交通安全計画の概要につきまして、ご説明させていただきます。</p> <p>資料につきましては、資料6、A3のカラーのものです。第11次船橋市交通安全計画【概要版】となります。</p> <p>第11次船橋市交通安全計画につきましては、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間としております。本市における交通安全に関する施策の大綱を定めたものとなりまして、本会議におきましても委員の皆様からご意見等いただきながら、策定されたものでございます。</p> <p>計画の基本的な考え方といたしましては、交通安全先進都市「ふなばし」の実現と「交通事故のない、安全で安心して暮らせる船橋市」を目指し、交通事故による死傷者数を限りなくゼロに近づけ、安全で安心して暮らせる船橋市を実現することを最終的な目標としております。なお、第11次計画におきましては、計画期間の最終年度である7年度までに、市内の年間の交通事故死者数</p>

	<p>を5人以下・交通事故負傷者数を1,300人以下にすることを抑止目標として取り組んでいるところでございます。</p> <p>また、第11次計画では、交通事故をなくし、道路交通の安全の確保に向けた取り組みとして、5つの柱を設定し、その柱ごとに具体的な施策を定め、それぞれの担当部署による交通安全施策を実施しているところでございます。</p> <p>つづきまして、資料が変わりまして、お手元の資料4、「船橋市内の交通事故発生件数と死傷者数の推移」をご覧ください。</p> <p>本市の直近10年間における交通事故発生状況を見ますと、発生件数、死傷者数ともに減少傾向にあります。令和5年中の負傷者数は1,151人、死者数は6人となっております。前年に比べ、負傷者数は大幅に減少し、初めて本計画の抑止目標を達成することができました。しかしながら、死者数については、1人増加し、目標達成に至ることはできなかったことから、今後も、目標を達成できるよう各施策を推進してまいりたいと考えております。</p> <p>第11次船橋市交通安全計画の概要については以上でございます。</p>
丹野委員	<p>ありがとうございました。只今ご説明いたしました交通安全計画の概要、こちらに沿いまして、各課の方での事業の進捗の状況報告をするのが次の3の議題となりますので、こちらの方を引き続きご説明させていただきます。</p> <p>では、まずはじめに、事務局であります市民安全推進課よりご報告をお願いいたします。</p>
市民安全 推進課	<p>市民安全推進課長の蔵です。</p> <p>第11次船橋市交通安全計画による取り組みの実施状況についてご報告させていただきます。</p> <p>配布資料(3)「第11次船橋市交通安全計画における令和5年度交通安全対策実施状況」をご覧ください。</p> <p>まず初めに、1ページの「(1)、市民参加でつくる交通安全の推進」についてですが、資料にありますように様々な媒体で交通安全に関する情報提供を行いました。特に、自転車乗車用ヘルメットの着用については、令和5年4月1日より道路交通法が改正され、全世代の方の着用が努力義務となりましたので、様々な媒体で複数回情報を発信し、自転車乗車用ヘルメットの着用を推進いたしました。</p> <p>次に「(2)、交通安全に関する普及啓発活動の推進」についてですが、警察署主催のキャンペーン等に複数回参加をし、交通安全に関する普及啓発活動を推進いたしました。また、「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」が改正され、令和5年6月28日に施行されたことや、自転車乗車用ヘルメット</p>

の着用が努力義務となったことから、飲酒運転根絶に向けた啓発活動とともに、自転車乗車用ヘルメットの着用推進に関するチラシを配布するなど、交通安全などに関する啓発活動を推進いたしました。

次に、「(3)、自転車の安全利用の推進」についてですが、広報ふなばしや啓発チラシの配布等で自転車安全利用促進を推進いたしました。特に、船橋法典高校と実施している自転車マナーアップ隊につきましては、自転車関連事故を防止するため、高校生自らが「自転車マナーアップ隊」を結成し、他の生徒に対する街頭における交通安全指導等を行うものです。これについては、平成20年から千葉県警察と千葉県教育委員会が主となり事業を開始し、事業開始当初から本市も参加しているものとなります。来年度以降も関係機関と協力しながら、自転車の交通ルール、ヘルメットの着用推進について取り組んでまいりたいと考えております。

次に「(4)、段階的かつ体系的な交通安全教育の推進」についてです。各年代に応じた交通安全教育を推進いたしました。特に、幼児に対する交通安全教育として、12月31日時点で、交通安全教室を合計80回実施、3月26日本日時点では135回実施しており、過去最多の実施回数となっております。こちらは令和4年度より市オンライン申請システムを活用し、交通安全教室の申込をしやすい環境づくりを行った結果だと考えております。

次に「(5)、交通安全教育推進の支援」についてですが、幼児、小学生への交通安全教育を推進するために、船橋市交通安全指導員を保育園、幼稚園、認定こども園、小学校等に派遣いたしました。これについては先ほどの部分と重複していることでありますけれども、やはり子どもたちを中心に教室を開催したという形になっております。

次に2ページをご覧ください。「(6)、総合的な駐車対策の推進」、「(7)、暴走族等対策の推進」については資料のとおりとなっております。船橋市では暴走族等については、かつてのような勢いがないということで、特にわたくしどものほうでは施策として行ったものはございませんが、今後、もしそういうことがあれば、また警察と協力してなんらかのことを行っていきたいと考えております。

最後に、「(8)、飲酒運転等危険な運転の根絶」につきましては、警察と協力しながらJR船橋駅とJR西船橋駅周辺の飲食店を訪問し、飲酒運転根絶の啓発チラシを配布するとともに、お酒を提供するお店に対して働きかけを行いました。今後も様々な機会に飲酒運転の根絶に向けて活動を実施してまいりたいと考えています。

市民安全推進課からのご報告は以上でございます。

丹野委員	<p>それでは、次に道路計画課よりご報告をお願いいたします。</p>
<p>道路 計画課</p>	<p>道路計画課です。それでは、道路計画課からの報告をいたします。「(1) 信号機等の設置及び改良の促進」として、交通管理者と協議して横断歩道の設置、7箇所を設置いたしました。「(2) 幹線道路における交通規制の促進」、これについては、実績はありませんでした。「(3) 道路交通環境整備への住民参加の促進」、これは船橋市通学路交通安全プログラムに参加して、通学路の合同点検を行い、安全対策の検討・実施を行いました。「(4) 交通事故多発箇所の共同現地診断」、こちらについては、船橋警察署管内の1箇所、現地診断で市と関係者と現地で立ち合いを行いました。県道だったため、市が行う対策はありませんでした。次に、船橋東警察署管内の3箇所、こちらについては見通しの悪い樹木の伐採、標識設置、注意看板設置、路面標示の再塗装等を実施予定です。「(5) 信号機の高度化」、こちらについては、実績はありませんでした。「(6) 大規模事業等の対策の推進」、こちらについては、開発事業が54件、大規模小売店舗建設2件の協議を実施いたしました。「(7) 公共交通の利用環境整備による過度な自動車利用の抑制」、これについては、西船橋駅南口バス停留所の案内ポスターを東京メトロの協力により西船橋駅通路に掲示いたしました。「(8) 駐車場等の整備」、こちらについては、駐車場整備地区において、船橋市建築物における駐車施設の附置等に関する条例に基づいて、駐車場を適切に附置するよう2件の協議を行い整備いたしました。「(9) 高齢者等の移動手段の確保・充実」、こちらについては、老人福祉センター及び自動車学校の協力により、交通不便地域支援事業として運行いたしました。なお、今年度はコロナで協力を中止していた船橋中央自動車学校に運行を再開していただきました。</p> <p>道路計画課は以上です。</p>
丹野委員	<p>それでは、次に道路管理課よりご報告をお願いいたします。</p>
<p>道路 管理課</p>	<p>はい、つづきまして、道路管理課長の入江です。</p> <p>「(1) 道路占用の適正化」につきましては、道路占有申請及び道路工事施工承認等許可件数はあわせて、12月末現在で2,669件になります。3月25日時点では、3,373件となっております。道路上の不法占有物件に対する質問を行うパトロールにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大のために中断しておりましたが、令和5年10月より実施を再開し、JR船橋駅周辺におきまして、昼間・夜間あわせて12月末時点で6回実施しております。3月25日時点では、12回実施しております。また、道路工事や道路上の不</p>

	<p>法占有物件等に対する苦情等の現場対応件数は、12月末現在で39件行いまして、3月25日時点では44件となっております。「(2) 道路の掘り返しの抑制等」といたしまして、水道・ガス・電力事業者などの道路占有工事を行う事業者が参加する道路工事連絡調整会議を月一回実施しております。「(3) 道路法に基づく通行の禁止又は制限」の実績はありません。</p> <p>道路管理課からは以上となります。</p>
丹野委員	<p>それでは、次に道路維持課よりご報告をお願いいたします。</p>
<p>道路 維持課</p>	<p>続きまして道路維持課よりご説明させていただきます。</p> <p>私どもの方は通学路点検等により検討されたもので、実際の工事・修繕等を実施したものについて、ご説明させていただきます。「(1) ユニバーサルデザインによる歩行空間の整備」については、実績はございません。「(2) 通学路等の整備」については、9校の小学校の整備を実施しております。内訳としまして、宮本・若松・葛飾・八栄・八木が谷・二宮・飯山満・飯山満南・市場小学校の9校となっております。「(3) 生活道路における交通安全対策の推進」については、シートの設置として「自転車はおりて通行する」というシートが1箇所2枚、「スクールゾーン」のシートが1箇所2枚。ラバーポール設置が、5箇所20本。カラー舗装の施工が97.57平方メートルとなっております。「(4) 交差点・カーブ対策の推進」については、ドット線の設置が27箇所、クロスマークの設置が10箇所、丁字マークの設置が41箇所となっております。つづきまして、「(5) 夜間事故防止対策の推進」については、区画線の設置延長としまして、4553.2メートルとなっております。「(6) 道路交通環境整備への住民参加の促進」、「(7) 交通事故多発箇所の共同現地診断」、「(8) 道路法に基づく通行の禁止又は制限」については実績はございません。</p> <p>道路維持課としては以上でございます。</p>
丹野委員	<p>それでは、次に道路建設課よりご報告をお願いいたします。</p>
<p>道路 建設課</p>	<p>はい、道路建設課でございます。「(1) ユニバーサルデザインによる歩行空間の整備」では、バリアフリー化の推進といたしまして、視覚障害者誘導用ブロックを、新京成電鉄二和向台駅北側商店街の歩道両側に約394メートル、京成電鉄高架側道本町5丁目、介護老人保健施設前あたりに約285メートルなど、計784メートル整備いたしました。「(2) 歩道及び自転車走行空間の整備」では、歩行者及び自転車利用者の安全な通行を確保するため、歩道を整</p>

備した道路延長は都市計画道路2路線約127メートルのほか、運動公園前交差点改良に伴い156メートル、高根小学校南側S字カーブ箇所約82メートルなど、計384メートルの整備を行いました。自転車走行空間の整備では、自転車ネットワーク整備計画に基づき、車道混在型で3,062メートル整備いたしました。「(3) 通学路等の整備」では、児童・生徒などの通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備といたしまして、先ほどご説明いたしました、高根小学校前南側S字カーブ箇所約82メートルの整備を行ったところでございます。「(4) 生活道路における交通安全対策の推進」では、生活道路における走行速度の高い区域や幹線道路の渋滞を避ける抜け道としての通行の多い地区のうち、道路管理者と警察が連携し、生活道路における交通安全対策として、最高速度・時速30キロメートルの区域の規制と、道路管理者による凸部や狭さくなど物理的デバイスを適切に組み合わせ、車両の走行速度や抜け道利用を一層抑制する効果が期待できるゾーン30プラスの整備を1地区、中野木地区で実施いたしました。そのほか生活道路の安全対策として、市内一円を実施しております。「(5) 道路の新設」では、市街地における交通の円滑化及び幹線道路等のネットワーク化を目的とした整備といたしまして、都市計画道路4路線の整備に向け用地取得を進めたほか、都市計画道路3・4・27号線では前原駅より北進した箇所の市道・通称七林飯山満線をまたぐ橋を新設するための橋台工事に着手しております。「(6) コミュニティ道路の整備」については、実績はございません。「(7) 改良等に併せた歩道等の整備」では、バス待ち施設としてJR東船橋駅南口に整備したほか、現在拡幅工事を行っております京成西船駅にて整備中でございます、都市計画道路3・5・31号線歩道整備延長は、(2)と同様でございますので割愛させていただきます。「(8) 交通安全施設の整備」では、道路の新設、歩道の拡幅延長19メートルは、市役所本庁舎西側でございますコンビニエンスストア前の私道路を用地取得し整備を行ったものでございます。「(9) 災害発生等に備えた安全の確保」では、緊急輸送路のうち、都市計画道路3・4・25号線、高根台中学校東側古和釜方面の用地取得を進めております。(10)～(15)はすでにご説明した内容と重複しておりますので割愛いたしますが、「(13) 交通事故多発箇所の共同現地診断」は、実績はございません。

つづきまして、「(16) 電線類の地中化の促進」では、都市計画の整備、安全で円滑な道路交通や歩道空間の確保及び高度情報化社会に対応した道路整備を図るためにJR南船橋駅南口市有地の活用による道路整備において、電線共同溝整備工事を実施完了しております。「(17) 暴走行為をさせないための環境づくり」については、実績はございません。最後に、「(18) 踏切道の構造改良の促進」では、踏切道の幅員が接続する道路の幅員よりも狭いなどによ

<p>丹野委員</p>	<p>り、著しく歩行者などの通行の妨げになっている箇所において、都市計画道路の整備にあわせ、京成西船第2号踏切道を京成電鉄の拡幅工事委託にて整備を実施いたしました。</p> <p>道路建設課からのご報告は以上でございます。</p> <p>それでは、次に都市整備課よりご報告をお願いいたします。</p>
<p>都市整備課</p>	<p>都市整備課でございます。1番目の「駐輪場の整備」でございます。本報告資料が昨年末日現在ということで実績なしとなっておりますが、令和6年の整備状況としまして本年2月に新設1件、機械化2件を実施しておりますので、補足としてご説明いたします。新設につきましては、津田沼駅第六自転車等駐車を、JR総武線津田沼駅北口から徒歩二分の土地を借用し、一時利用59台の機械式の駐輪場を整備しております。機械式につきましては、JR南船橋駅第1自転車等駐車場に交通系IC対応の券売機を新たに設置するとともに、北習志野駅第八自転車等駐車場の一部を機械化し、一時利用43台分を整備し、自転車の放置防止とともに、市民並びに商店街等利用者の利便性の向上を図っております。2番「自転車等の放置禁止区域の指定」でございます。JR南船橋駅南口周辺の土地利用の更新に際して、道路整備がされました。これにあわせまして、昨年8月に自転車等の放置禁止区域を変更しております。3番の「街頭指導員の配置」でございますが、配置状況、現場の方から提供されるいろいろな情報、放置が多いとかですね、そのような情報を踏まえて、配置の工夫をしまして、放置自転車の抑止効果の向上を図っております。4番の「放置自転車等の撤去・移送」についてでございます。移送につきましては、502回、計3,049台を移送しております。移送件数の傾向につきましては、新型コロナウイルス発生前の令和元年度は、6,532台となっておりますが、令和4年度は4,268台と減少傾向でございます。コロナ5類後の現状も同様に減少傾向となっております。これもひとえに両警察署をはじめとしまして、委員の皆様方の継続的なご支援ご協力の結果でございまして、この場を持ちまして皆様に感謝申し上げます。5番の「自転車等放置防止の啓発」でございます。こちら、駅前の放置自転車クリーンキャンペーンというものがございまして、こちらにあわせまして、当該期間中、自転車販売店等にポスターの掲出を依頼してございます。都市整備課からの報告は以上でございます。</p>
<p>丹野委員</p>	<p>それでは、次に保健体育課、児童・生徒防犯安全対策室よりご報告をお願いいたします。</p>

<p>保健 体育課</p>	<p>保健体育課 児童・生徒防犯安全対策室の山下と申します。保健体育課の取組みの実施状況をご報告いたします。「(1) 児童及び生徒に対する交通安全教育」についてですが、交通安全教育につきましては、小学校・中学校の各学校で策定をしている学校安全計画の見直しを図り、児童生徒の発達段階に応じた、計画的な交通安全教育を実施いたしました。令和5年度におきましては、市民安全推進課の交通安全指導員、船橋警察署、船橋東警察署の方々のご支援を賜りながら、小学校では市内55校で交通安全教室を実施いたしました。内容としましては、小学校1年生に対しては道路を歩くときのルールや横断の際の安全確認の仕方など、小学四年生に対しては自転車の安全な乗り方や基本的な交通ルールを指導しております。中学校の交通安全教育では、スタントマンによる実際の交通事故の再現により、事故の衝撃や恐ろしさを視覚的に理解することができるスケアード・ストレイトという自転車交通安全教室を市民安全推進課とともに開催いたしました。本年度は8校で実施し、平成27年度から毎年9校ずつ開催しており、3年間で全中学校27校で開催することで現在在学している中学生の全校生徒が受講できるようにしております。このような交通安全教室の開催により、児童生徒の交通安全意識の向上等を図るとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを身につけることで、交通事故の抑止をめざしております。</p> <p>つづきまして「(2) 通学路等の整備」についてですが、こちらは船橋交通安全プログラムに基づき毎年実施しております。このプログラムは、平成26年度に作成しており、各小学校、市立・県立の特別支援学校、私立の小学校の計58校を対象としており、年度別に11~12校ずつの5グループに分け、道路管理者、交通管理者、教育委員会、学校、PTA、地域の方々と定期的に通学路を点検し、安全対策を実施しております。令和5年度では、11校の定期点検を実施し、27箇所の安全対策を決定しました。また、定期点検校以外の小学校から、急遽通学路に対する安全対策の要望があった場合には、緊急点検を実施しており、令和5年度では6校で6か所の点検を行い、通学路の安全確保を図っております。通学路の整備につきましては、引き続き警察署及び関係部署と連携を図りながら、対応してまいりたいと考えております。</p> <p>保健体育課からの報告は以上でございます。</p>
<p>丹野委員</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>資料の以下の項目につきましては、本日個別のご報告は予定していないということで、ぜひご覧になっていただければと思います。ただ今の進捗状況報告等に関しまして、ご質問やご意見等がございましたらお願いいたします。</p> <p>・・・</p>

<p>船橋警察署</p> <p>丹野委員</p>	<p>いかがでしょうか、もう少し説明を聞きたいとか、そのようなことでも結構でございますが、</p> <p>・・・</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>では、ありがとうございました。次に進ませていただいて、その他のところでございます。最後となりますが、「(4) その他（船橋警察署：今後の交通安全対策について）」ということで、第11次船橋市交通安全計画の進捗状況報告について、各主要部局の担当課から報告がありました。以上の報告を踏まえ、今後実施すべき交通安全対策等について両署を代表いたしまして、船橋警察署からお話をいただければと思います。では宜しく願いいたします。</p> <p>船橋警察署交通課長の長谷川です。今後の交通安全対策について、という部分なのですが、先ほど令和5年の交通事故発生状況についてというところでも触れさせていただきましたが、県警における令和6年中の交通安全対策の柱4つ掲げております。「飲酒運転の根絶」「歩行者保護（ゼブラストップの徹底）」「高齢者安全対策の強化」「自転車その他小型モビリティ対策の強化」を掲げているのですけれども、こちらのほうは令和5年中とほぼ内容が変わらないものを掲げております。というのは、この4つというものはですね、交通事故防止、減少に向けたもので、対策を進めていくには、非常に重要なものとなってきております。まだまだ飲酒運転の根絶というものも横ばい状態でなかなか浸透しているとは言い難い情勢でございますし、また本日現在の暫定値でございますが、全国における死亡者数の順位なのですけれども、千葉県はワースト1位という状況で、まだまだこちらの方も予断を許さない状況でございます。例年、千葉県は死亡者数に関しましては、ワースト順位ですと上位に来ておりますので、引き続きこの死者減少・事故減少というものは非常に重要となってきております。わたくしの肌感覚ではございますが、重傷化する事故ですとか、重篤化する事故の中で、自転車が絡むものに関しましては、自転車のヘルメットですね、こちらを着用していれば、ケガがもっと軽傷化されたのではないかと思われるような事故も発生しております。まだまだ自転車ヘルメットの着用率というのも全国に比べたら千葉県は低い状況ではございますので、こちらの方も引き続き皆様と着用率の上昇に向けて、連携を図っていただければと思います。引き続き今年も委員の皆様をはじめ関係機関・団体の市民の皆様と連携しながら、広く交通安全意識の高揚を図っていただければと思います。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。以上となります。</p> <p>どうもありがとうございました。ただいまの船橋警察署からのご説明につき</p>
--------------------------	---

事務局	<p>まして、何かご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。</p> <p>・・・</p> <p>よろしいでしょうか。では、ここまでの、報告や説明以外でも結構でございます。何かございましたらご発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>・・・</p> <p>特にございませんでしょうか。そうしますと議事の方が、以上で終了となります。</p> <p>交通安全対策の推進、こちらについては、今後もですね、一層進めていきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。それでは、事務局の方にお返しいたします。</p> <p>本日の会議の内容につきましては、事務局において、整い次第、船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱第8条に基づき、市ホームページへ掲載させていただきますので、お知らせいたします。</p> <p>それでは、以上を持ちまして、船橋市交通安全対策会議を閉会いたします。本日は、どうもありがとうございました。</p> <p>お車でお越しの方は、駐車券に押印いたしますので、こちらのほうにお声掛けください。よろしくお願いいたします。</p>
-----	--

## 9 資料

- (1) 船橋市交通安全対策会議次第
- (2) 対策会議委員名簿
- (3) 第11次船橋市交通安全計画における令和5年度交通安全対策実施状況
- (4) 船橋市の交通事故発生件数と死者数の推移
- (5) 全国・県の交通事故発生件数と死者数の推移
- (6) 第11次船橋市交通安全計画【概要版】

## 10 問い合わせ先

市民安全推進課 交通安全係  
 電話 047-436-2292